

60 資源管理・漁業所得補償対策

【55,676(10,192)百万円】

対策のポイント

適切な資源管理と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を確保するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、共済・積立ぶらすの仕組みを活用した漁業収入安定制度を構築し、コスト対策であるセーフティネット事業と組み合わせ、総合的な漁業所得補償を実現します。

<背景/課題>

- ・漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持していくためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現していくことが必要です。
- ・近年、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰により漁業者・養殖業者の経営に大きな影響が出ており、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティネット対策を整備することが必要です。

政策目標

資源管理・漁業所得補償対策のもとで資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合 70% (平成23年度)

<主な内容>

1. 資源管理に取り組む漁業者に対する収入安定対策

計画的に資源管理に取り組む漁業者に対して、①共済掛金の国庫補助への上乗補助(平均で30%程度)を行うとともに、②収入額が減少した場合に漁業者が拠出した積立金と国費(拠出割合1:3)により、漁業共済の経営安定機能に上乗せした形で減収の補てんをします。

漁業収入安定対策事業 43,468(0)百万円
補助率:定額
事業実施主体:全国漁業共済組合連合会

2. 資源管理指針策定・資源管理計画履行確認等に対する支援

都道府県が行う「資源管理指針」の策定、漁業者への支援に際して行う資源管理要件の履行確認等において重要な役割を担う資源管理協議会(仮称)の開催等に必要経費を助成します。

資源管理体制推進事業 578(0)百万円
補助率:定額
事業実施主体:資源管理協議会(仮称)

3. 資源管理計画等の推進に対する支援

資源管理計画等の推進のための漁業者協議会の開催等に必要な経費を助成します。

資源管理指針等推進事業 86 (0) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体等

4. 漁業共済の加入漁業者に対する掛金助成

漁業災害補償法に基づき、災害等による損害を補てんする漁業共済の加入漁業者に対して掛金の国庫補助をします。

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入（漁業共済掛金補助分）
10,727 (8,237) 百万円
補助率：定率
事業実施主体：国（漁船再保険及び漁業共済保険特別会計）

5. 燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策

漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が急騰したときに補てん金を交付します。

漁業経営セーフティーネット構築事業 817 (1,955) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
1、4の事業 水産庁漁業保険管理官 (03-6744-2355 (直))
2、3の事業 水産庁管理課 (03-3502-8437 (直))
5の事業 水産庁企画課 (03-6744-2341 (直))

資源管理・漁業所得補償対策

【平成23年度概算要求額 55,676百万円】

ポイント

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組み漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせて、総合的な所得補償制度を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。

資源管理への取組

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者（団体）が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組み資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施
- ※ 養殖の場合、漁場改善の観点からの適正養殖可能数量の遵守を要件

収入安定対策を実施

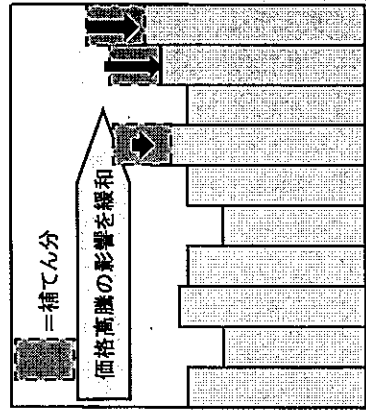
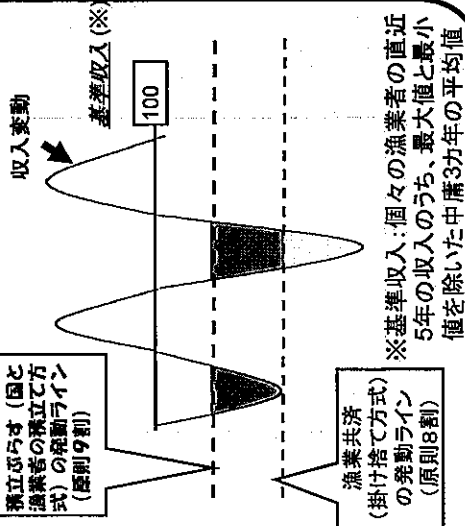
- ✓ 基準収入（※）から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」（原則8割まで）、「積立ぶらす」（原則9割まで）により減収を補てん
- ✓ 幅広い多数の漁業者が制度に参加し、資源管理の成果が上がるよう、
 - ① 共済の掛金補助率を拡大（平均で30%程度上乗せ）
 - ② 積立ぶらすの積立金補助率を拡充（現行漁業者1：国1→1：3）
 - ③ 積立ぶらすの加入要件を緩和

資金の積立

- 漁業者と国が1：1の割合で資金を積立

価格高騰の場合に補てん

- ✓ 原油価格・配合飼料価格が、直前2年間の平均価格の115%を超えた場合、超えた分を補てん



※ 平成22年度より導入済みの「漁業経営セーフティネット構築事業」の仕組みを活用